

関原発第648号
2023年3月31日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、

昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、	昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、	昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、	昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、	昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、	昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、	昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、	昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、	昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、	昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、	平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、	平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、	平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、	平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、	平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、	平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、	平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、	平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
平成 9年 8月27日付 平械09・08・07第 9号、	平成10年 6月25日付 平械10・06・22第15号、
平成10年 9月25日付 平械10・08・11第16号、	平成11年 3月29日付 平械11・01・20第16号、
平成11年 9月 1日付 平械11・07・29第19号、	平成12年 6月26日付 平械12・06・12第11号、
平成13年 1月 5日付 平械12・08・31第10号、	平成13年 1月19日付 平械13・01・19第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、
令和元年12月11日付 原規規発第1912116号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005263号、
令和 2年 6月11日付 原規規発第2006113号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102194号、
令和 3年 9月16日付 原規規発第21091610号、
令和 4年 3月24日付 原規規発第2203243号、
令和 4年 6月22日付 原規規発第2206224号及び

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号、
令和 2年 2月21日付 原規規発第2002212号、
令和 2年 6月 3日付 原規規発第2006033号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006194号、
令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106045号、
令和 3年11月24日付 原規規発第2111242号、
令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204072号、
令和 4年 8月24日付 原規規発第2208242号

で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

- (1) 大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更
大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成 2 6 原安防通達第 4 号一) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この通達は、年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	理由
<p>1. 火災 保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と して、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各 課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓 練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育 訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されているこ とを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築 物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護すること を目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知お よび消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダン パの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙 および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育 訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔 距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の 内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する 教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>1. 火災 保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と して、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各 課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓 練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育 訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されているこ とを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築 物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護すること を目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知お よび消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) <u>原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築 物、系統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のた めの可燃物の持込み管理についての教育訓練</u></p> <p>(c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダン パの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙 および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育 訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔 距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の 内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(d) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する 教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>大飯発電所における火災防 護設計に係る系統分離対策 に伴う変更</p>

添付資料

1. 大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・添付 2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)

以 上